

1. 最高裁判所事件月表(民事)

令和5年11月分

訟事務室統計係

新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計					
	事件別		大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷		第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷		第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済
	総 数	[6]	5	199	225	252	[6] 681		[6]	179	201	213	[6] 593		11	605	765	737	2118	7038	6642
民 事 総 数	[6]	5	170	186	212	[6]	573		[6]	157	177	181	[6] 515		11	503	604	625	1743	6029	5818
特別上告(テ) うち少額異議			2	2	3		7		1	1	1		3			2	3	3	8	63	64
(旧法) 上告(オ) (新法)	[1]	50	56	62	[1]	168		[1]	51	54	56	[1]	161		1	152	183	176	512	1792	1783
(並行)	[1]	(45)	(52)	(56)	[1]	(153)		[1]	(47)	(47)	(50)	[1]	(144)		(1)	(143)	(168)	(167)	(479)	(1593)	(1569)
上 告 受 理 (受)	[5]	64	70	79	[5]	213		[5]	69	72	79	[5]	220		5	201	245	238	689	2289	2271
(並行)	[1]	(45)	(52)	(56)	[1]	(153)		[1]	(47)	(47)	(50)	[1]	(144)		(1)	(143)	(168)	(167)	(479)	(1593)	(1571)
(受理決定)	[5]	(5)			[5]	(5)		[5]		(1)		[5]	(1)		(5)				(5)	(13)	(13)
再審(訴訟)(ヤ)					1	1										1	1	2	4	8	6
特別抗告(ク) (並行)		38	44	50		132			28	36	33		97			37	57	58	152	1221	1212
許可抗告(許)		(1)				(1)										(3)	(2)	(4)	(9)	(9)	(2)
再審(抗告)(ヤ)		1	1			2										4	4	6	14	21	19
民 事 雜(マ)		3	3	5		11			1	2	2		5			83	93	109	285	330	202
行政 総 数	5	12	10	12		39			7	12	10		29		5	23	18	33	79	305	261
特 別 上 告 (行テ)			29	39	40	108			22	24	32		78			102	161	112	375	1009	824
(旧法) 上告(行ツ) (新法)			13	15	17	45			8	8	15		31			32	54	38	124	381	320
(並行)		(12)	(12)	(15)		(39)			(7)	(8)	(14)		(29)			(27)	(50)	(36)	(113)	(315)	(241)
上 告 受 理 (行ヒ)		13	16	17		46			9	12	17		38			34	61	43	138	418	343
(並行)		(12)	(12)	(15)		(39)			(7)	(9)	(13)		(29)			(27)	(50)	(37)	(114)	(315)	(240)
(受理決定)					(1)	(1)				(3)			(3)				(2)	(2)	(11)	(11)	
再審(訴訟)(行ナ)																					
特別抗告(行ト) (並行)		2	8	3		13			2	2			4			2	8	4	14	73	64
許可抗告(行フ)																			(2)	(2)	
再審(抗告)(行ナ)			1		1	2			1				1			33	33	25	91	90	54
行政 雜(行ニ)					2	2			2	2			4			1	5	2	8	45	41

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(令和6.1.9訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段()数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段()数値は、係属事件の内で、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

()数値は、分配替えがあった事件で新受計・既済計に含まれていない。

2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和5年11月分

事件別 新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計			
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済		
総 数		88	111	110	309		84	91	97	272		(38)	118	(46)	175	(50)	170	(134)	463
訴訟事件	総 数	44	49	56	149		33	40	35	108		(38)	106	(46)	114	(50)	131	(134)	351
	第一審判決に対するもの																		
	うち裁判員参与																		
	控訴審判決に対するもの	44	49	56	149		33	40	35	108		(38)	106	(46)	114	(50)	131	(134)	351
	うち裁判員参与	2		4	6		3	4	3	10		(9)	11	(6)	8	(14)	14	(29)	33
	非常上告																		23
訴訟事件以外の事件	再審																		
	総 数	44	62	54	160		51	51	62	164		12	61	39	112	2008	1987		
	再審請求		1	1	2		1	1		2			4	3	7	29	30		
	上告受理申立て						1	1	2	4						16	17		
	法廷等の秩序維持に関する法律に基づく特別抗告															1	1		
	判決訂正申立て		1		1									1		1	7	6	
	特別抗告申立て	25	30	28	83		29	30	34	93		5	21	13	39	891	896		
	医療觀察再抗告	2	1	2	5		1	2	3			3	1	2	6	40	38		
	費用補償請求												1		1				
	上訴費用補償請求のあったもの																		
刑事事件	刑事補償請求												1		1				
	訴訟費用免除申立て	2	6	6	14		2	5	4	11		2	4	6	12	138	135		
	刑事雜	15	23	17	55		18	13	20	51		2	28	15	45	884	864		
	没収の裁判の取消し上告事件																		

3. 上告事件の既済区分表

区分	法廷別	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計
民事上告	総 数		60	63	72	195
	判 決					
	決 定		60	61	72	193
	そ の 他			2		2
民事受理	総 数		78	84	96	258
	判 決			4		4
	決 定		77	77	94	248
	そ の 他		1	3	2	6
刑事上告	総 数		33	3	40	4
	判 決			1		1
	決 定		26	3	31	4
	そ の 他		7	8	9	24
うち裁判員参与						

(注1) 刑事に関する掲上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の（ ）数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

4. 上告既済事件の審理期間表

令和5年11月分

法廷別 受理年度 審理期間	総 数	受 理 年 度 別						審 理 期 間 別						
		5 年	4 年	3 年	2 年	元 年	30 年	2月 以 内	3月 以 内	6月 以 内	1年 以 内	2年 以 内	3年 以 内	5年 以 内
民事上告	総 数	195	194	1				85	46	55	8	1		
	大 法 廷													
	第一小法廷	60	60					28	16	14	2			
	第二小法廷	63	62	1				22	14	23	3	1		
	第三小法廷	72	72					35	16	18	3			
民事受理	総 数	258	253	4	1			95	69	77	12	4	1	
	大 法 廷													
	第一小法廷	78	78					33	19	22	4			
	第二小法廷	84	79	4	1			23	23	28	5	4	1	
	第三小法廷	96	96					39	27	27	3			
刑事上告	総 数	108	106	1	1			39	46	19	2	1	1	
	うち裁判員関与	10	10					1	5	4				
	大 法 廷													
	うち裁判員関与													
	第一小法廷	33	33					11	15	7				
	うち裁判員関与	3	3						2	1				
	第二小法廷	40	40					16	13	9	2			
	うち裁判員関与	4	4					1	1	2				
	第三小法廷	35	33	1	1			12	18	3		1	1	
	うち裁判員関与	3	3						2	1				